



全L協保安・業務G5第250号  
令和6年3月15日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針について（お知らせ）

標記につきましては、現在、一定の危険有害性のある化学物質について、事業場におけるリスクアセスメントを実施することが義務付けられており、令和6年4月1日からは事業場内のリスクアセスメントに対する管理については、化学物質管理者を選任して管理することが義務付けられます。

上述を踏まえ、日本LPガス団体協議会において、これまでの指針を見直し、改訂した指針をホームページに公開しましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、お知らせくださいますようお願いいたします。

【G労-001 LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針】

[https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/g\\_rou\\_001.html](https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/g_rou_001.html)



以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、森、橋本